

特集

ウチの登記事項証明書

（登記簿謄本）を

取ってみた！読んでみた！

Q & A

司法書士なんでも相談室

- ・司法書士はどうやって探したらいい？
- ・成年後見を専門職に頼みたい

2026年前半の

法改正ニュース

連載

司法書士の本棚

『シャーロック・ホームズの冒険』

しほたんの
知っトク！



郷里の家の登記は
どうなってるんでしょうかねえ

ウチの 登記事項証明書 (登記簿謄本)を 取ってみた！ 読んでみた！

2024(令和6)年4月1日から相続登記の義務化が始まりました。義務化前に相続した場合の「3年の猶予期間」も2027(令和9)年3月末には終わりを迎えるため、放置し続けていると、10万円以下の過料などに処せられる可能性があります。また、不動産の所有者の住所・氏名などが変更になった場合の変更登記(住所等変更登記)も、2026(令和8)年4月1日から義務化されました。つまり、家や土地を相続した人・所有している人には、登記を常に正しい情報にしておく法律上の義務があるのです。ここであらためて、読者の皆様に質問です！

「不動産登記」って、どんなものかご存じですか？
所有する不動産の「登記事項証明書(登記簿謄本)」を見たことはありますか？

実は、相続登記義務化をきっかけに、「そういえば、ウチの実家はきちんと相続登記したかな」と気になった『faro』編集担当者も、今まで一度も登記事項証明書(登記簿謄本)の実物を見たことがありませんでした。

そこで今回の特集では、①「登記事項証明書を取得する」②「その内容を読み解く」というミッションを司法書士のアドバイスを受けながら遂行し、読者の皆様と一緒に「登記」について学んでいきたいと思います！



司法書士
三枝 良

2000年に司法書士試験合格後、20年以上にわたり大手法律予備校などで司法書士講座の講師を務める。2022年から東京司法書士会理事。

Mission 1

登記事項証明書を取ってみよう

そもそも、「登記事項証明書」(登記簿謄本)って
どこでどうやって取ればいいんでしょう？

お近くの法務局の窓口、
またはオンラインで申請ができます。

土地や建物の所有者や権利関係を証明する公的書類である「登記事項証明書」。かつては、法務局にある「登記簿」(紙の台帳)に手書きで記録されていました。現在は登記情報はすべてコンピュータで管理されています。紙の「登記簿」は原則として存在せず、代わりにデータベースから情報を出力します。この情報が出力された書面を「登記事項証明書」と呼んでいます。

「登記事項証明書」は、法務省が運営する「登記・供託オンライン申請システム(登記ねっと)」から誰でもオンライン申請ができるのとこととで、早速アクセスしてみました。「初めてご利用になる方へ」という項目もあって、わかりやすく手順が説明してあります。図1のような流れですが、早速②でつまづきました。

「地番」「家屋番号」はどう調べる？

編集担当者(以下、編) 「地番」「家屋番号」って何ですか？「住居表示番号(○番○号)」とはちがいます」と注意書きがあるので、**普段使っている住所とは違う**ということですか？

三枝(以下、三) はい、違います。「住所(住居表示)」は人が生活する場所をわかりやすくするために市区町村が決めているものですが、「**地番**」「**家屋番号**」は**登記のために土地・建物に付けられた番号**で、法務局が管理しているものです。

編 それはどうやって調べたらいんですか？

三 納税通知書がお手元にあれば、封筒と一緒に入っている「固定資産税課税明細書」という書類に、納税の対象となる土地・家屋の「地番」「家屋番号」が記載されています。ただし、私道など固定資産税が課税されていないものは載っていないこともあるので、心配な場合は、**管轄の法務局に電話で問い合わせ**しましょう。もしくは、法務局の窓口で問い合わせることもできます。窓口の場合は、その場で「登記事項証明書」を申請・取得することができるので、法務局の窓口業務時間内(平日の午前9時から午後5時)に行ける場合は、直接行くのが早いですね。

編 直接行く場合は、管轄の法務局でなくてもいいのですか？

三 はい、お近くの法務局で大丈夫です。オンラインで申請した登記事項証明書を受け取るのも、全国どこの法務局でも可能です。オンライン申請の場合は郵送受取も可能です。

編 自宅で申請から受取まで完結できるのは便利ですね。

三 はい、ただし、オンライン申請も受付時間が決まっています。平日の午前8時30分から午後9時までです。なお、手数料も方法によって多少の違いがあります(図2)。

● 図2 手数料について

取得方法	概要	手数料(1通あたり)
法務局窓口で請求	法務局に行って申請し、その場で受領	600円
オンライン請求(窓口受取)	インターネットで請求→法務局で受取	490円
オンライン請求(郵送受取)	インターネットで請求→自宅等へ郵送	520円

※正式な証明書が必要なく内容だけ確認したい場合は、「登記情報提供サービス」(閲覧のみ)が使えます。全部事項1件330円、所有者事項のみは1件140円です。(ただし、登録料なしの一時利用ではクレジットカードの即時決済が必要)



● 図1 「登記事項証明書」オンライン請求の流れ

① アカウント登録



② 物件の「地番」「家屋番号」で検索



③ 証明書の種類(通常は「全部事項証明書」)を選択



④ 支払い(クレジットカードまたはネットバンキング)



⑤ 郵送または法務局で受け取り

登記事項証明書を読み解こう



「登記事項証明書」は、どこを見ると
何がわかるのでしょうか？



「表題部」と「権利部(甲区、乙区)」に分かれています。
表題部には土地・建物の基本情報が、
権利部(甲区)には所有権、権利部(乙区)には
抵当権などその他の権利関係が書かれています。

「相続登記」の確認はどこを見る？

編 近所の法務局に行って、実家の「登記事項証明書」を取ってきました！まず、一番心配だった「相続登記がされているか」については、どこを見ればいいですか？

三 権利部(甲区)に、所有権について記載されています(図3・図4)。「権利者その他の事項」の欄に記載されている人が、登記上の所有者(名義人)です。

編 いくつか欄がありますが……

三 基本的に下(順位番号が大きい)のほう新しい登記になります。

編 土地については、一番下にあるのが父の名前です。「登記の目的」が「(祖母の名前)持分全部移転」、原因が「平成11年10月21日相続」。祖母は平成11年に亡くなっているので、祖母の持分を相続登記で父に移転したということですね。あれ、でも「持分2分の1」となっていますが、残りの2分の1は？

三 そこはちょっとややこしいですね。共同所有の不動産の場合、共有者の一部に相続が発生するなどの理由で登記した場合は、一番下だけでなく、その上の欄も併せて見る必要があります。この場合、相続登記によって名義人が変更されたのはお祖母様の持分だけなので、お父様の持分

教えて司法書士！①

納税通知書が届く人=登記上の名義人？

固定資産税の納税通知書が届いていれば、登記上の名義人もその人だと思いがちですが、実は、必ずしもそうとは限りません。固定資産税の納税通知書は、登記に基づいて送付されているわけではなく、市区町村が独自に調査して「実質的に管理している人」に送付しています。そのため、登記は亡くなった祖父のままだが、納税通知書はその家に住んでいる孫や相続人代表に届くといったことがあります。「名義人が誰か」については、必ず「登記事項証明書」で確認を行ってください。

に関する図3①の登記は生きています。順位番号2番の図3②と合わせて、現在の名義人を示すことになります。

編 なるほど！2分の1+2分の1で、現在は父の単独所有だということがわかるわけですね。建物については、父と母の共有名義。結婚したときに先祖代々の土地に家を新築したと聞いているので、合っています。相続登記はきちんと行われていることがわかって、安心しました。



●図4「登記事項証明書」見本(建物)

[illegible]

教えて司法書士！③

アンダーラインは何を表す？

このアンダーラインは専門用語で「抹消の記号」といい、アンダーラインが引かれている部分は既に削除された情報です。昔、登記簿が手書きだった時代には、赤の筆でアンダーラインを引いていたものが、登記がデジタル化されて白黒になったという経緯があります。

●図5 「登記事項証明書」見本 権利部(乙区)

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	■■■■持分抵当権設定	平成■年■月■日 第■■■号	原因 平成■年■月保証委託契約による求償債権 平成■年■月日設定 債権額 金■■■万円 損害金 年■%（年365日日割計算） 債務者■■■■■■■■■■ 担当権者■■■■■■■■■■ ■■■■信用保証会社
4	3番抵当権抹消	平成■年■月■日 第■■■号	原因 平成■年■月■日解除

●図3「登記事項証明書」見本(土地)

[illegible]

教えて司法書士！ ②

「昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記」とは？

「旧様式の登記簿から新様式の登記簿へ内容を書き写した(データを引き継いだ)」という意味です。昭和63(1988)年に、形式の統一や見やすさの改善のために登記簿の様式が大きく変更されました。しかし、既に存在していた登記については、全部新しく登記し直すのではなく、既存の内容を新しい登記簿に「移して書き直す」作業(移記)が行われたのです。内容そのものに変更はありませんが、その時点で終了している情報、例えば既に抹消されている抵当権などは移記されません。

「**抵当権抹消**」の確認はどこを見る？

編 ローンを組んでいた不動産について、抵当権がどうなっているかを確認したいときは、どこを見ればいいですか？

三 権利部(乙区)に、抵当権などその他の権利関係について記載されています(図5)。

編 一番下の順位番号4番の登記の目的に3番の抵当権が抹消されたということですね。

三 はいそうです。この権利部(乙区)には抵当権の他に根抵当権や、地上権・地役権、差押え・仮差押え・競売開始決定などがある場合に記載されます。不動産を買うときはここを見て、残っている抵当権や差押え等がないかを確認すると安心です。

「すっかり見落とす」が起こりがちな登記とは？

編 実家のものと一緒に、以前に父が投資用に買ったマンションの「登記事項証明書」も取得しました。そのときに法務局の窓口で、「建物と敷地の登記が一緒になっている場合と別の場合がありますか？」と聞かれました。わからなかったので調べてもらったところ、別になっているということでしたが、どういうことですか？

三 マンションの登記には2種類あって、一戸建てと同じく土地と建物が別の場合と、「敷地権付き区分建物」として一つの登記になっている場合があります。

編 なぜ2種類あるのですか？

三 もともと日本の民法では土地と建物は別物という考え方だったので、登記簿も別々につくられました。一戸建ての場合には、実際に土地と建物の所有者が別の場合もありますね。しかし、マンションの場合、建物(専有部分)と敷地権を別々に売買するようなことはなく、逆にトラブルにつながることもあります。そこで後に、専有部分と敷地権はセットで売買してください、という法律ができました。登記に関しても「敷地権付き区分建物」として一緒にするやり方ができたのですが、必ずしも一つの登記にしなければいけないわけではないので、建物と敷地の登記が別のマンションも多いのです。

編 一緒のものと別になっているものがあると、

相続登記や住所等変更登記のときに、建物だけ申請して敷地のほうを見落とす、ということも起こりそうですね。

三 ありますね。一戸建ての場合も、私道やゴミ捨て場の共有持分などは、相続人が相続登記をするときにすっかり見落とすケースが結構あります。場合によっては遺産分割協議のやり直しなど大事になりますので、私たち司法書士が手続するときには、かなり注意深く確認するポイントの一つです。

編 登記の専門家である司法書士に登記手続を依頼すると、そういうところも安心ですね。

教えて司法書士！④

名前の後に付いている記号は何？

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利その他の事項
2	所有権移転	令和■年■月■日 第■■■号	原因 令和■年■月■日売買 所有者 ■■■住所■■■ ■■■氏名■■■
付記1号	2番登記名義人符号表示	[全 白]	■■■氏名■■■◇ 令和■年■月■日付記

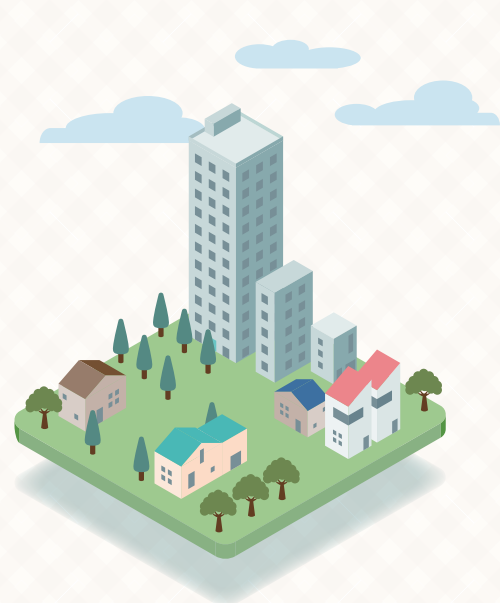
権利部(甲区)の権利者の名前の後に◇(ダイヤモンド)が付いている場合、その人が既に死亡しているが相続登記がされていない、ということを表しています。2026(令和8)年4月に始まった新しい制度です。

教えて司法書士！⑤

所有不動産をまとめて調べる方法は？

「実家は山を持っていたはずだが、どこかわからない」「昔、親が別荘を買ったはず」というような場合に使える「所有不動産記録証明制度」という制度が、2026(令和8)年2月に始まりました。ざっくりわかりやすくいうと「名寄帳の全国版」です。市区町村ごとにつくられていた名寄帳に対して、「所有不動産記録証明制度」は、法務局の登記データをもとに全国規模で一覧にした証明書が取得できる仕組みです。全国規模で一括検索ができる

ので、相続登記漏れや相続トラブルを防ぐことなどに役立つと期待されています。ただし、「登記事項証明書」が誰でも取得できるのに対して、「所有不動産記録証明制度」を利用できる人は限定されており、所有者本人か相続人、もしくは、それらの人から正式に委任を受けた人のみです。また、まだ運用が始まったばかりの制度で、検索条件の設定など一般の方には難しい面もありますので、司法書士など専門家に依頼するのが確実です。





こんなときにはすぐ行動!

編 今回、私の実家については相続登記も抵当権抹消も問題なくできていることがわかって良かったのですが、もし、相続登記をしていないことがわかった場合は、どうすればいいですか?

三 すぐに申請のために動き出しましょう。何から手を付けていいのかわからない場合は、司法書士に相談してください。子孫が代々受け継いで住み続けてきた土地の場合、名前も知らないようなご先祖の名義のままになっていることもあります。何代にもわたって相続登記がされていないと、相続人の数が膨大になっている可能性が高く、相続人の特定だけでも大変な作業になります。

編 そうなると、つい、今は忙しいからしばらくそつとしておこうかな、というような気持ちになる人もいそうですが……

三 そうやって先送りしているうちに次の相続が発生した場合、さらに相続人が増えて、より大変なことになってしまいます。時間が経てば経つほど状況は悪化し、子どもや孫にも迷惑をかけることになりますので、判明したら一刻も早く対処することが重要です。相続から時間の経った相続登記については、手間と時間がかかるだけでなく、登記の読み解きに専門的な知識がないと難しいことも多いので、登記の専門家である司法書士に相談するのがおすすめです。

編 ローンは終わっているのに抵当権の登記が残っている、というような場合にも司法書士に相談すればいいですか?

三 はい、ご相談ください。抵当権の登記が残っていると売買が困難になったり、相続時に相続人の手間が増えたりします。もちろん、ご自分で法務局に申請して抹消登記をすることも可能ですが、ローン完済から時間が経っている場合、金融機関から受け取った書類を失くしてしまったというようなことも多いと思います。そういうケースにも司法書士は対応できますので、困ったときにはご相談ください。

不動産の相続登記は相続人の義務、住所等変更登記は所有者の義務です!

相続登記は2024(令和6)年4月1日から、住所等変更登記は2026(令和8)年4月1日から義務化されました。放置し続けていると過料などに処せられる可能性もあります。

登記は「この不動産は誰のものか」を公的に示すための重要な社会インフラです。所有者の住所や氏名が違っていたり、亡くなった人の名義になっているなど古いまま放置

されると、売却や活用が難しくなって所有者が困るだけでなく、災害の復興時などには、所有者がわからない土地があることで手続が止まってしまうこともあります。登記を正しい状態にしておくことは、自分の財産を守るだけでなく、将来の円滑な相続や地域の不動産管理にもつながります。気付いた時点で早めに手続を行い、最新の状況を保つことが大切です。

登記の困りごとは司法書士にご相談ください

司法書士は登記のエキスパートです。長期間放置された相続登記や、複雑に絡み合っどこから手を付けていいのかわからない相続手続なども、まずは司法書士にご相談ください。



司法書士ホットライン

TEL.03-3353-2700

平日10:00~15:45 ※年末年始、お盆期間を除く



身の回りで起こるトラブルや悩み事。
法律の専門家なら、解決のための
アドバイスができることがあります。
このコーナーでは、皆様のお悩みに
司法書士が答えていきます。

Q1

司法書士に相談してみたいことがあるのですが、
どうやって探したらいいのか、
料金もどのくらいかかるのかわからず不安です。



A 司法書士は地域の司法書士会に所属しています。司法書士会は全国に50あるので、お近くの司法書士会へお問い合わせいただくと近隣で対応できる司法書士を教えてください。東京都内であれば東京司法書士会へ（連絡先は裏表紙を参照）。また、日本司法書士会連合会が運営するWEBサイト「しほサーチ」[<https://souzoku.shiho-shoshi.or.jp>]では、携帯端末の位置情報やサイト上の地図を利用してお近くの司法書士を探すことが可能です。料金については、相談

内容や各司法書士事務所によって報酬が変わってくるので、一度見積りを依頼するのがよいでしょう。いきなり料金を請求されることはありませんのでご安心ください。東京司法書士会では面談のほかお電話やWEBでの無料相談も実施しています。自治体と連携して定期的に無料法律相談会を開催していますので、お住まいの地域の広報誌や自治体WEBサイトなども確認してみましょう。「こんなこと聞いてもいいのかな」ということでも、まずは気軽にお問い合わせください。

Q2

成年後見を司法書士等の専門職に
依頼したいと思っています。
専門職の中でも特に司法書士は信頼できると
聞いたのですが、どのような点が
他専門職と違うのか知りたいです。



A 成年後見業務を担っている多くの司法書士は、「公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート」という団体に所属しています。この団体は、公益の認定を受けた全国組織であり、入会した司法書士への研修や指導・監督を行い後見人としての資質の維持向上に努めています。また、入会した司法書士の中でも、所定の研修を修了した者だけが名簿登載され、後見人等候補として家庭裁判所へ推薦されます。幅広い相談内容・

後見業務に対応できるように、研修には法律以外の医療、介護、福祉分野なども含まれています。このように後見人候補としての資質がしっかりと保たれているため、親族以外の専門職の中では後見人選任は司法書士が最も多くなっています。令和6年度の後見人選任割合は、親族が全体の17.1%、親族以外が82.9%で、このうちの34.7%を司法書士が占めており、弁護士の25.7%、社会福祉士の20.1%を大きく上回っています。

しほたんの 知っトク!



身近な法律に関する
ニュースをお知らせします

**法律は社会の現状に合わせて適宜改正され、
私たちの暮らしにも様々な影響を及ぼします。
2026年前半の法改正についてピックアップして紹介します。**

■ 休日も会社の設立日に指定することが可能になりました

会社の設立日は、登記が完了した日ではなく、登記申請を行った日となります。そのため、これまでは法務局が休みである土日祝日等は登記申請ができず、会社設立日にすることは不可能でした。2026年2月から商業登記規則等の一部を改正する省令(令和8年法務省令第2号)が施行され、一定の要件を満たせば、土日祝日等であっても会社の設立日に指定することができるようになりました。ただし、来庁でもオンラインや郵送であっても指定したい日の直前の法務局開庁日の日付で申請の受付がされている必要があります。



■ 共同親権 — 離婚後も 父母双方が同時に親権を 持てるようになりました

民法の改正により、2026年4月1日から父母の離婚後の子どもの養育に関するルールが変更となりました。子どもの人格を尊重しその利益を守るため、親権や養育費、面会交流、財産分与について、親としての責任を明確化しました。従来、子どもの親権者については父母のいずれか一方と定めなければいけませんでした。改正により父母双方を親権者とする「共同親権」が可能になりました。これから離婚される場合だけでなく、現在父母のいずれかが親権者となっても、家庭裁判所への申立てにより共同親権に変えることができる場合があります。また、離婚時の取り決めがなくとも、主として子どもを育てている父母は他方に対して暫定的な養育費(法定養育費、子ども1人当たり月額2万円)を請求することができるようになります。



■ 民事訴訟手続の デジタル化がスタート しました

2026年5月21日から、従来は裁判所に出向いたり現物を郵送したりする必要があった、訴状や証拠等の提出や訴訟記録の閲覧(当事者に限る)などの民事訴訟手続をオンラインで行うことができるようになりました。個人が手続を行う場合は従来通りの紙の書面の提出でも構いませんが、弁護士・法務大臣の認定を受けた司法書士はオンラインでの提出が義務付けられています※。いずれもインターネットに接続できる機器が必要となりますが、機器の利用に慣れていない当事者にもオンラインでの申立て等の手続を可能とするため、司法書士会や弁護士会では当事者本人のサポートが可能な司法書士や弁護士を紹介しています。



※対象となるのは5月21日以降に
訴訟提起されたものに限りです。

司法書士の本棚

Vol.3



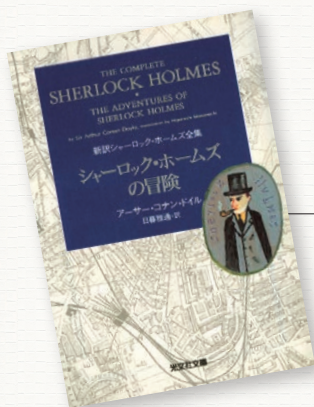
Profile

中井川 洋平(なかいがわ ようへい)

司法書士(東京司法書士会所属)。平成21年開業。茨城県出身。筑波山と霞ヶ浦とレンコンが私を育てくれました。高校時代はサッカー部でしたが、今は体重が当時の倍近くあるためできません。朝起きると枕がびしょり濡れています。最後の晚餐はとんかつ定食を希望。

『シャーロック・ホームズの冒険』

A・C・ドイル 著 日暮雅通訳(光文社文庫)
イギリス・ロンドンを舞台に、名探偵シャーロック・ホームズとその親友であり助手であるワトソンが難事件を解決していく推理小説シリーズの最初の短編集。12の短編を収録。



辛いことや悲しいことがあった時、いつも手に取る本があります。「シャーロック・ホームズ」シリーズ。

そのページを開けば、一瞬にしてヴィクトリア時代のロンドン・ベーカー街221Bに行くことができ、その部屋では暖かい暖炉の前でホームズとワトソンが安楽椅子に腰かけてパイプを嗜んでいます。ただ彼らがそこにいてくれるだけで沈んだ気持ちが少し和らいでいきます。

私は中学生の頃にシャーロキアン(ホームズの熱狂的なファン)になって以来、シリーズの中の適当な一冊を常にカバンの中に忍ばせ、ボロボロになるまで何度も繰り返し読み返してきました。これらの本にこれまでの人生でどれだけ救われてきたかわかりません。

コナン・ドイルが生んだ世界で最も

有名な名探偵の作品の魅力については、すでに十分語り尽くされているところですが、やはりこの小説が、ワトソン博士によつて、自身が体験した実際のホームズの事件を回顧録として執筆・発表しているという形式をとっているところに大きな魅力が詰まっていると私は思います(異なる形式の作品もありますが)。

ワトソンがその優しい眼差しで、親友の活躍ぶりを読者に向けて余すところなく伝えようとするその語り口は、とても人間味に溢れ、私たちの心を温かい気持ちにしてくれます。

「今更ホームズなんて」という方もいるかと思いますが、まずは短編集第1作目『ボヘミアの醜聞』だけでも手に取ってみてください。読み終えたときには、きっとあなたもシャーロキアンになっているはずです。

私のとっておき

京都大原の山の中に佇む寂光院。『平家物語』の最終章「灌頂の巻」の舞台であり、平家滅亡後、中宮だった建礼門院徳子が出家し、我が子安徳天皇や平家一門の菩提を弔いながら、静かに祈りを捧げ続けた場所です。

ずっと憧れていたこの地を、昨冬ついに訪れることができました。雪が降りしきる中、遥か840年前に女院がここで何を見つめ、何を思ったのか、時を忘れゆつくりと想いを馳せることができました。





東京司法書士会の活動

Activity Report

多様な「性」と「生」の共生をめざし 「Tokyo Pride 2026」に参加

2026年6月6日(土)と7日(日)、代々木公園にて「Tokyo Pride 2026」のプライドフェスティバルが開催されました。東京司法書士会は、日本司法書士会連合会とブースを出展。訪れた多くの方に身近な法律家である司法書士の存在を知っていただくため、パンフレットの配布や無料法律相談を行いました。7日に実施されたプライドパレードでは、権利と尊厳を掲げて大勢の方と共に渋谷の街を行進しました。本イベントの2026年のテーマは、「多様性と平等がひらく未来」。すべての人が自分らしく生きられる社会をめざして開催されています。私たち司法書士は、本イベントへの参加を通してLGBTQ+当事者やそのご家族、支援者をより身近な存在として意識し、めざす社会の実現のためにできることを考えていきます。



「Tokyo Pride 2026」
プライドフェスティバルの様子

東京法務局・土地家屋調査士会と 相続登記等相談会を開催

東京司法書士会は東京法務局と東京土地家屋調査士会との三者連携で、「相続登記等相談会」を行っています。遺産相続、相続登記の手続、空き家対策などに関するご相談ができます。東京法務局本局(九段第2合同庁舎)では、2026年9月16日(水)の午後1時から4時まで、司法書士と土地家屋調査士が相談対応をいたします。相談時間は1回20分以内、秘密は厳守します。他に、東京法務局の出張所・支局(港、府中、墨田、豊島、城北)でも実施しています。詳しくは東京司法書士会のホームページでご確認ください。いずれも事前予約は不要で無料ですので、お気軽にご来場ください。



「相続登記等相談会」のチラシ

司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿(くじやど)」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙
鈴木春信「見立芦葉達磨」
(みだてろようだるま)

©公益財団法人アダチ伝統版画技術保存財団



fdro

ファード faro 2026 autumn vol.69 / 2026年8月21日発行

発行元:東京司法書士会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37

TEL.03-3353-9191

発行責任者:駒木宏之

編集人:佐藤マリン、稲場康容、渡邊芳生、見原哲哉、加藤安樹子

制作:株式会社エフビーアイ・コミュニケーションズ 印刷:柳本印刷株式会社

